新	旧	備考
貿易保険の保険料率等に関する規程	貿易保険の保険料率等に関する規程	
平成 16 年 7 月 2 日 04-制度-00034 沿革 (略) 平成 25 年 9 月 11 日 一部改正	平成 16 年 7 月 2 日 04-制度-00034 沿革 (略)	
独立行政法人日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。) における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。	独立行政法人日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。) における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。	
I 用語の定義 (略)	I 用語の定義 (略)	
Ⅱ 保険料率	Ⅱ 保険料率	
[1] ~ [8] (略)	[1] ~ [8] (略)	
[9] 海外投資(株式等)保険約款(以下「株式約款」という。) 又は海外投資(不動産等)保険約款(以下「不動産約款」とい う。)に係る保険料率	[9] 海外投資(株式等)保険約款(以下「株式約款」という。) 又は海外投資(不動産等)保険約款(以下「不動産約款」とい う。)に係る保険料率	
 基本保険料率は、次のとおりとする。 (1)~(2)(略) (3) 株式約款第2条第1項第6号に掲げるてん補事由に係る保険契約にあっては、保険年度ごとに0.85%とする。 	 基本保険料率は、次のとおりとする。 (1)~(2)(略) (3) 株式約款第2条第1項第6号に掲げるてん補事由に係る保険契約にあっては、保険年度ごとに0.2%とする。 	
2 割増・割引料率は、次のとおりとする。(1) (略)	2 割増・割引料率は、次のとおりとする。 (1) (略)	
(2) 被保険投資の対象となる株式又は別に付した特約において 重要資産等に含めた株式又は貸付金債権に質権又は譲渡担保 が設定される場合 (ただし、保険金請求時までに質権若しく は譲渡担保権を消滅させることを条件としている場合又はこ れと並行して貿易代金貸付保険若しくは海外事業資金貸付保	(2) 被保険投資の対象となる株式又は別に付した特約において 重要資産等に含めた株式に質権が設定されている場合 (ただ し、保険金請求時までに <u>質権</u> を消滅させることを条件として いる場合又はこれと並行して貿易代金貸付保険若しくは海外 事業資金貸付保険の被保険者が当該質権の質権者である場合	

険の被保険者が当該質権の質権者若しくは譲渡担保権における譲渡担保権者である場合を除く。)の保険料率は、上記1の基本保険料率(上記2(1)が適用される場合にあっては、2(1)において計算された率)に1.10を乗じて得た率とする。

(3) ~ (5) (略)

3 (略)

[10] 海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険約款(以下[10]において「貸付金約款」という。)に係る保険料率又は海外事業資金貸付(保証債務)保険約款(以下[10]において「保証約款」という。)に係る保険料率

 $1 \sim 2$ (略)

- 3 割増は、次のとおりとする。次の(1)、(2)、(4)又は(5)のいずれかに該当する場合にあっては、上記1で算出した基本保険料率(次の(3)が適用される場合にあっては、(3)において計算された率)に、次の(1)、(2)、(4)又は(5)に規定する割増係数のうち該当するものすべてを乗じて得た率を保険料率とする。
- (1) 海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険外貨建対応方式特約書、海外事業資金貸付(保証債務)保険外貨建対応方式特約書、資源エネルギー総合保険B特約(海外事業資金貸付)に係る外貨建対応方式特約を付して保険契約を締結する場合(貸付金等又は保証債務が別表第6(2)に掲げる外貨(アメリカ合衆国ドル又はユーロを除く。)で償還される場合に限るものとし、上記1(5)において0.25が適用される場合及び上記1(7)に該当する場合は除く。)の割増係数は1.10とする。
- (2) 海外事業資金貸付保険運用規程第12条第2項及び第3項に基づき、海外事業資金貸付に係る保険料を分割して納付する場合の割増係数は次の式により算出した数値(小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。)とする。

を除く。)の保険料率は、上記1の基本保険料率(上記2(1)が適用される場合にあっては、2(1)において計算された率)に1.1を乗じて得た率とする。

(3) ~ (5) (略)

3 (略)

[10] 海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険約款(以下[10]において「貸付金約款」という。)に係る保険料率又は海外事業資金貸付(保証債務)保険約款(以下[10]において「保証約款」という。)に係る保険料率

 $1 \sim 2$ (略)

- 3 割増料率は、次の(1)(2)又は(4)のいずれかに該当する場合にあっては、上記1で算出した基本保険料率に、次の(1)(2)又は(4)に規定する割増係数のうち該当するものすべてを乗じて得た係数を乗じて得た率を保険料率とし、次の(3)に該当する場合にあっては、上記1で算出した基本保険料率に、次の(3)に規定するものを加えた率を保険料率とする。
- (1) 海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険外貨建対応方式特約書、海外事業資金貸付(保証債務)保険外貨建対応方式特約書、資源エネルギー総合保険B特約(海外事業資金貸付)に係る外貨建対応方式特約を付して保険契約を締結する場合(貸付金等又は保証債務が別表第6(2)に掲げる外貨(アメリカ合衆国ドル又はユーロを除く。)で償還される場合に限るものとし、上記1(5)において0.25が適用される場合及び上記1(7)に該当する場合は除く。) 1.10
- (2) 海外事業資金貸付保険運用規程第12条第2項及び第3項に基づき、海外事業資金貸付に係る保険料を分割して納付する場合の割増料率は、上記1の基本保険料率に次の式により 算出した係数(小数点以下第4位を四捨五入し、第3位まで

$$\frac{1}{P} + \sum_{n=1}^{P-1} \left(\frac{1}{P} \times (1+R)^n \right)$$

- ① Pは、分割の回数とする。
- ② Rは、償還が行われる通貨(保証約款に係る場合にあっては、保証債務を履行する通貨)に適用される海外事業資金貸付のための契約(保証約款に係る場合にあっては、保証契約)の締結の日における市中貸出基準金利(Commercial Interest Reference Rate)とする。
- ③ n は、保険契約締結日から各分割保険料の支払日までの期間が1年以内の場合は1とし、当該期間が1年を超える場合は1に1年を超える期間の1年又はその端数ごとに1を加える。
- (3) 海外事業資金貸付の相手方等又は被保険者が外国政府等と 当該海外事業資金貸付の相手方等が行う事業その他海外事業 資金貸付に関して権利・義務関係を規定する契約を締結する 場合に、当該海外事業資金貸付の相手方が重要資産等を外国 政府等による当該契約の不履行若しくはこれに反する行為に よって侵害されたこととして、てん補の対象とする場合の割 増保険料率は、上記1の基本保険料率に0.2%を加えた率 とする。
- (4) 海外事業資金貸付保険運用規程第12条第4項に基づき、海外事業資金貸付に係る保険料を2回に分割して納付する場合の割増係数は、次の式により算出した数値(小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。)とする。

$$0.5 + 0.5 \times (1 + R)^n$$

- (i) Rは、決済が行われる通貨に適用される保険契約締結日における市中貸出基準金利 (Commercial Interest Reference Rate) とする。
- (ii) nは、保険契約締結日から第2回目保険料支払日までの期間が1年以内の場合は1とし、当該期間が1年を超える場合は1に1年を超える期間の1年又はその端数ごとに1を加える。

を有効とする。)を乗じて得た率とする。

$$\frac{1}{P} + \sum_{n=1}^{P-1} \left(\frac{1}{P} \times (1+R)^n \right)$$

- ① Pは、分割の回数とする。
- ② Rは、償還が行われる通貨(保証約款に係る場合にあっては、保証債務を履行する通貨)に適用される海外事業資金貸付のための契約(保証約款に係る場合にあっては、保証契約)の締結の日における市中貸出基準金利(Commercial Interest Reference Rate)とする。
- ③ n は、保険契約締結日から各分割保険料の支払日までの期間が1年以内の場合は1とし、当該期間が1年を超える場合は1に1年を超える期間の1年又はその端数ごとに1を加える。
- (3) 海外事業資金貸付の相手方等又は被保険者が外国政府等と 当該海外事業事業資金貸付の相手方等が行う事業その他海外 事業資金貸付に関して権利・義務関係を規定する契約を締結 する場合に、当該海外事業資金貸付の相手方が重要資産等を 外国政府等による当該契約の不履行若しくはこれに反する行 為によって侵害されたこととして、てん補の対象とする場合 の割増保険料率は、上記1の基本保険料率に0.2%を加え た率とする。
- (4) 海外事業資金貸付保険運用規程第12条第4項に基づき、 海外事業資金貸付に係る保険料を2回に分割して納付する 場合にあっては、上記1の基本保険料率に次の式により 算出した係数(小数点以下第4位を四捨五入し、第3位 までを有効とする。)を乗じて得た率とする。

$$0.5 + 0.5 \times (1 + R)^n$$

- (i) Rは、決済が行われる通貨に適用される保険契約締結日における市中貸出基準金利 (Commercial Interest Reference Rate) とする。
- (ii) nは、保険契約締結日から第2回目保険料支払日までの期間が1年以内の場合は1とし、当該期間が1年を超える場合は1に1年を超える期間の1年又はその端数ごとに1を加える。

- (5) 上記1(6)に該当する保険契約において、貸付金債権等若しくは借入金等に係る債権に質権若しくは譲渡担保が設定される場合又は別に付した特約において重要資産等に含めた株式若しくは貸付金債権に質権若しくは譲渡担保が設定される場合(ただし、保険金請求時までに質権若しくは譲渡担保権を消滅させることを条件としている場合又はこれと並行して貿易代金貸付保険若しくは海外事業貸付保険の被保険者が当該質権者若しくは譲渡担保権における譲渡担保権者である場合を除く。)の割増係数は1.10とする。
- 4 上記の規定にかかわらず、株式会社国際協力銀行の投資金融 「海外現地法人等による第三国への輸出や進出先国での販売支援 のための投資金融(ローカル・バイヤーズクレジット)」との協調 融資案件について保険契約を締結する場合の保険料率は、[2] 4 及び5の規定を適用し、商品係数は1.0とする。

Ⅲ その他 (略)

<u>附 則</u>

この改正は、平成25年10月1日から実施するものとする。

別表第1~6 (略)

4 上記の規定にかかわらず、株式会社国際協力銀行の投資金融「海外現地法人等による第三国への輸出や進出先国での販売支援のための投資金融(ローカル・バイヤーズクレジット)」との協調融資案件について保険契約を締結する場合の保険料率は、[2]4及び5の規定を適用する。

Ⅲ その他 (略)

別表第1~6 (略)